

主な控除と必要な確認・添付書類

決められた書類がそろわなければ、控除は受けられません。せっかく申告会場へ来たのに出直さなければならないといったケースもありますので、書類は事前に確認して、忘れずにお持ちください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。か、倶知安税務署または役場住民税係までお問合せください。

控除の種類	対象となる方	必要な確認・添付書類
社会保険料控除	国民健康保険税、介護・後期高齢・任意継続保険料、国民年金保険料等を支払っていた方	領収書、納付額証明書、控除証明書
生命保険料控除 地震保険料控除	生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料を支払っていた方	控除証明書
旧長期損害保険料控除	旧長期損害保険料を支払っていた方	旧長期損害保険料控除証明書
医療費控除（※1）	令和2年中の医療費が、所得の5%または10万円を超えた方	医療費の領収書または医療費のお知らせ（※2）
セルフメディケーション税制による医療費控除（※3）	健康の保持増進及び疾病の予防として健康診断を受けるなど一定の取り組みを行い、控除対象市販薬を購入した方	一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類 控除対象市販薬であることが確認できる領収書
障害者控除	障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方、要介護認定を受けている65歳以上の方（※4）	障害者手帳、療育手帳 障害者控除対象者認定書
住宅借入金等特別控除	住宅ローン等を利用してマイホームを購入した方	年末残高証明書 登記事項証明書の原本（※5） 請負契約書の写し 売買契約書の写し 敷地の売買契約書の写し 敷地の登記事項証明書の原本（※5）
	住宅ローン等を利用してマイホームを増改築した方	年末残高証明書 登記事項証明書の原本（※5） 請負契約書の写し 建築確認通知書、検査済証、増改築等工事証明書のうちいずれか

※1・・・医療費の支払いに応じて、所得税や住民税を少なくする制度です。

（所得税や住民税がかからない場合は対象となりません。また、医療費の一部が戻るものではありません。）

※2・・・領収書は、受診者別に、病院・薬局ごとに区分し、会場にお持ちください。

（個別の合計金額を計算した一覧表などを用意されると、申告時間の短縮に繋がります。）

また、領収書の代わりとして「医療費のお知らせ」が使用できますので、「令和2年分」が記載されているものをお持ちください。

※3・・・通常の医療費控除と併用はできません。

※4・・・障害者手帳が交付されていなくても、介護保険で要介護認定を受けている方で65歳以上の方は、障害者控除を受けることができます。この場合「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、あらかじめ役場障がい福祉係（☎67-7083）までお問合せください。

※5・・・登記事項証明書は、原本を会場にお持ちください。（申告後は返却いたしません。また、役場では発行していませんので札幌法務局倶知安支局（☎0136-23-2254）へお問合せください。）